

新さっぽろ駅周辺地区 景観まちづくり指針 (案)



札幌市まちづくり政策局都市計画部

令和●年●月

目次

1. 目的と位置付け	1
(1) 景観まちづくり指針策定の目的	1
(2) 策定までの経緯と位置付け	2
2. 対象区域	4
3. 目標・方針	7
(1) 景観まちづくりの目標	7
(2) 景観まちづくりの5つの方針	8
4. 良好な景観の形成のための基準	10
(1) 建築物・工作物に関する事項	11
(2) 花・みどりに関する事項	12
(3) 広告物・案内サインに関する事項	14
(4) 夜間景観に関する事項	16
(5) オープンスペースに関する事項	17
5. 届出の手続き	19
(1) 届出対象行為	19
(2) 届出が除外となる行為	19
(3) 公共事業	19
(4) 経過措置	20
(5) 届出の流れ	20
6. 良好な景観の形成に資する活動	21

1. 目的と位置付け

(1) 景観まちづくり指針策定の目的

新さっぽろ駅周辺地区は、札幌都心部から東南東約11kmに位置し、大規模な商業施設や公共施設が集積するとともに、地下鉄・JR・バスネットワークなどが充実した交通結節点として、高い利便性が保たれています。

当地区は1971（昭和46）年策定の「札幌市長期総合計画」において「副都心」として位置付けられ、その翌年に策定された「厚別副都心開発基本計画」に基づいた開発が行われてきました。

1989（平成元）年に白石区から分区し、新たに「厚別区」が誕生すると、厚別区の中心として、区役所・区民センターなどの公共施設に加え、大規模な商業・業務施設、青少年科学館などの文教施設、医療施設、名店街などの飲食店、さらに周辺には戸建住宅や集合住宅が立地するなど、多様な機能が集積し、多様な人が行き交う地区となりました。

また地区内には、地域コミュニティの核として、科学館公園やふれあい広場あつべつ、野津幌川などのみどり豊かな空間が点在し、住民による清掃活動や植栽活動、厚別区民まつりを始めとした地域のお祭りが催されるなど、個性とにぎわいが感じられる街並みが形成されています。

このような特徴を持つ当地区は、札幌市まちづくり戦略ビジョンにおける「地域交流拠点※」に位置付けられ、2015（平成27）年には当地区のまちづくりの方向性を示すものとして「新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画」が策定されるとともに、2018（平成30）年には、当地区内における土地利用の方針を定めた「新さっぽろ駅周辺地区地区計画」が決定されました。

本指針は、これら計画に基づきまちが大きく変わる機会を捉え、新さっぽろ駅周辺地区の地域特性に応じた魅力的な景観の形成を図ることを目的とし、札幌市景観条例に基づき、対象区域、目標・方針、基準や活動等を定めます。

本指針に示す様々な取組を積み重ねることで、この地域らしさがはぐくまれ、住む人も訪れる人も新さっぽろ駅周辺地区の景観に目を向けるとともに、愛着や誇りを持つことを目指します。

※地域交流拠点

交通結節点である主要な地下鉄・JR駅の周辺で、都市基盤の整備状況や機能集積の現況・動向などから、地域の生活を支える主要な拠点としての役割を担う地域のほか、区役所を中心に生活利便機能が集積するなどして区の拠点としての役割を担う地域。（札幌市まちづくり戦略ビジョン）

(2) 策定までの経緯と位置付け

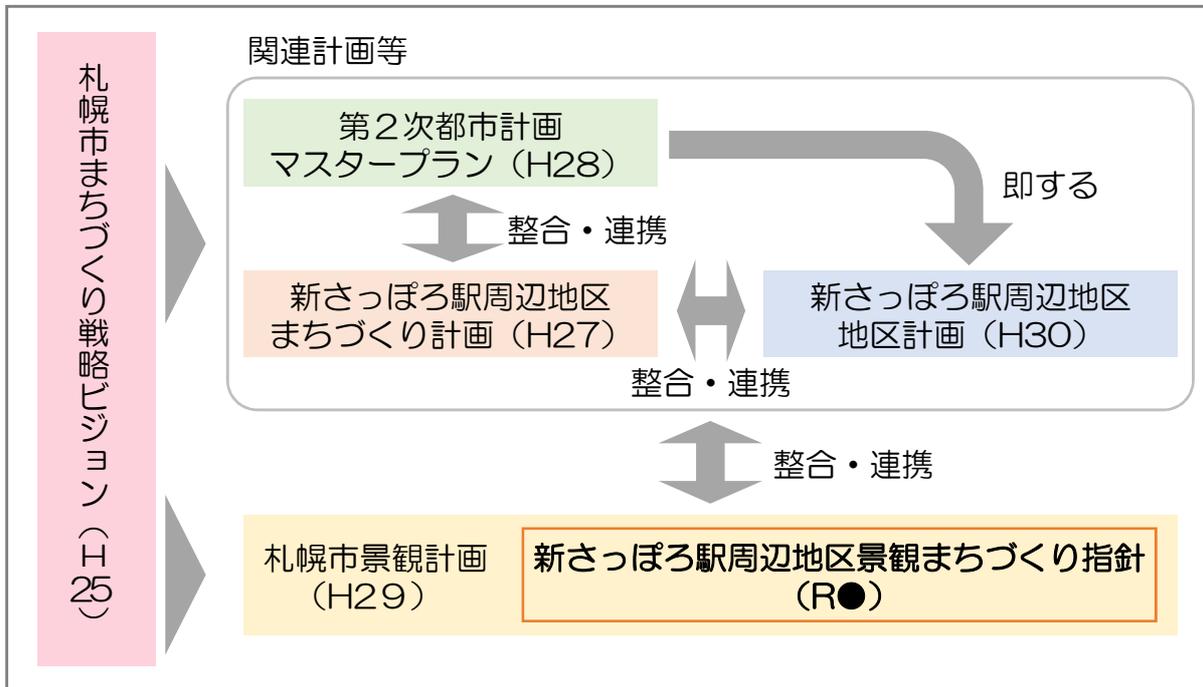
本指針は、以下に示すとおり、新さっぽろ駅周辺地区の地域住民・事業者等と札幌市が意見交換などを重ねながら協働で内容を検討し、策定したものです。

① 策定までの経緯

平成30年7月10日 第1回ワークショップ	・新さっぽろ駅周辺地区の魅力ってなんだろう？
平成30年10月17日 第2回ワークショップ	・〇〇年後のまちの景観を想像（創造）しよう！
平成30年12月17日 ～平成31年1月16日 アンケート	・新さっぽろ駅周辺地区にお住まいの方へアンケート調査
平成31年3月6日 第3回ワークショップ	・〇〇年後のまちの景観を共有しよう
令和元年8月3日 まち歩き	・地域の子どもたちと一緒にまち歩きを行い、地区の魅力を再発見（新さっぽろまち歩きBINGO）
令和元年8月16日 ～令和元年8月30日 地区外アンケート	・厚別区内にお住まいの方へアンケート調査
令和元年9月18日 第4回ワークショップ	・地区の魅力を高めるまちなみのルールと活動を考えよう
令和元年10月28日 ～令和元年11月10日 地区内アンケート	・新さっぽろ駅周辺地区の景観まちづくり指針策定に向けたアンケート
令和元年12月18日 第5回ワークショップ	・景観まちづくり指針（素案）の内容を考えよう
令和2年2月3日 ～令和2年2月17日 意見募集	・地区にお住まいの方、地区で事業を営んでいる方等対象に、景観まちづくり指針（素案）に対する意見募集
令和2年〇月予定	景観まちづくり指針（案）の内容の確定
令和2年〇月予定	札幌市景観審議会への意見聴取
令和2年〇月予定	札幌市景観条例に基づく、景観まちづくり指針として策定・告示

② 位置付け

<位置付け>



本指針は、地域住民・事業者等と札幌市がその内容を共有し、これからの新さっぽろ駅周辺地区のまちづくりに生かしていくものであり、札幌市景観計画及び札幌市景観条例に基づく指針として位置づけます。地域における建築動向やまちづくりに関する機運の高まりなど、新さっぽろ駅周辺地区を取り巻く状況の変化に応じて、指針の内容を見直すことができます。

※関連計画等

▼新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画（平成27（2015）年3月策定）

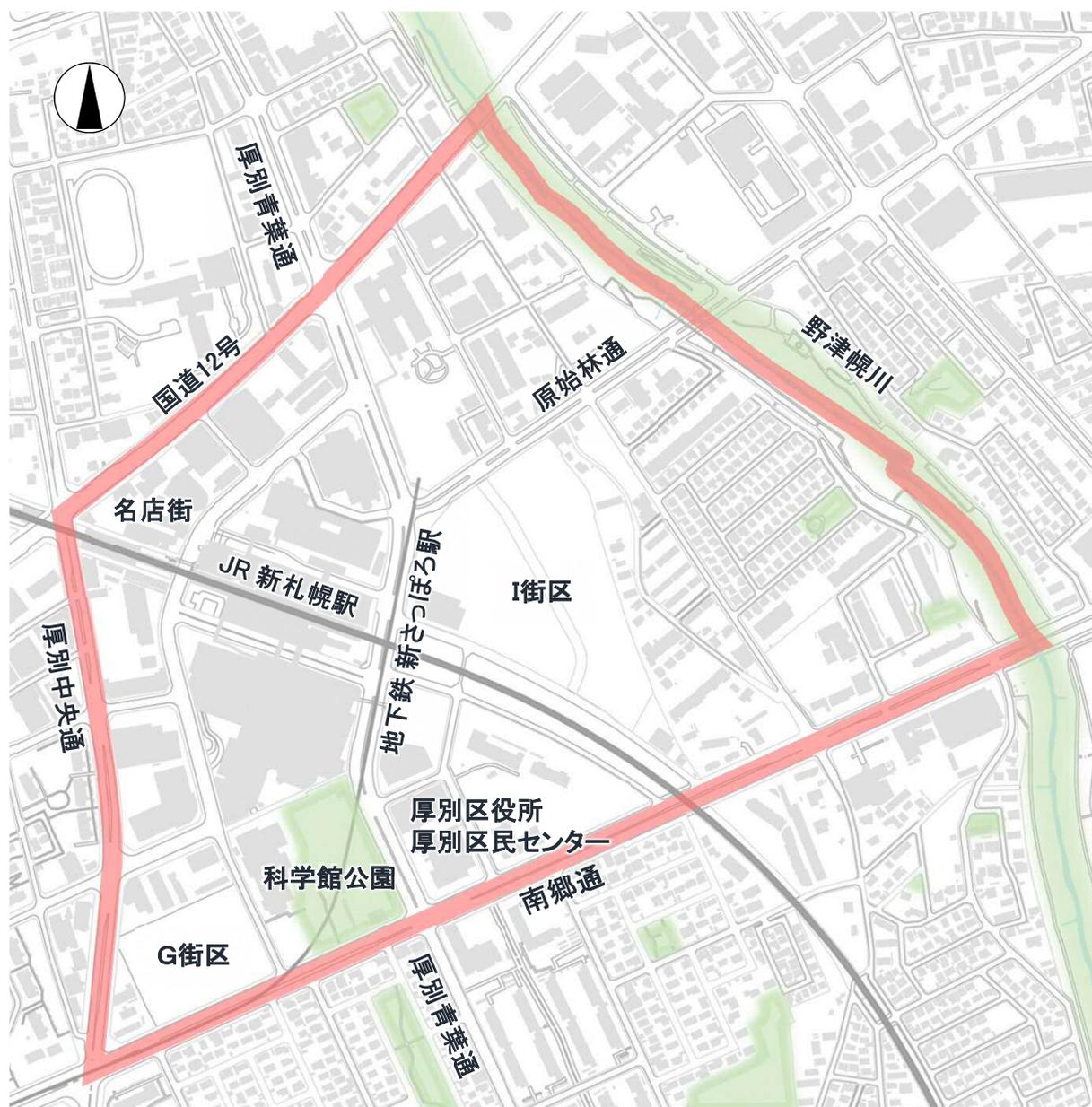
まちづくり方針の踏まえるべき視点として、「質の高い景観形成」を掲げ、「既存の街並みと調和した質の高い魅力ある都市空間の形成を目指し、地区の活性化やにぎわいを創出する景観形成を誘導すること」としています。

▼新さっぽろ駅周辺地区地区計画（平成30（2018）年10月決定）

地区計画対象区域全体の土地利用の方針として、新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画にもある「既存の街並みと調和した質の高い魅力ある都市空間の形成を目指し、地区の活性化やにぎわいを創出する景観形成を誘導すること」を掲げています

2. 対象区域

本指針の対象区域（「景観まちづくり推進区域」）は、「新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画」（平成27（2015）年策定）におけるまちづくり重点エリアに加え、本指針の策定に向けた意見交換会での地域の意見を踏まえ、厚別中央通、国道12号、南郷通及び野津幌川に囲まれた下図の範囲とします。



本指針の対象区域は、多様な機能が集積するまちとしての特徴のなかに、まちを彩るみどりがあり、活発な地域活動などの人の営みが、まちににぎわいとやすらぎを与えています。



「景観まちづくり推進区域」

目標・方針を地域住民・事業者等と共有し、取組を段階的に進めていく区域として、新さっぽろ駅周辺地区全体に景観形成を誘導するための基準を定めます。

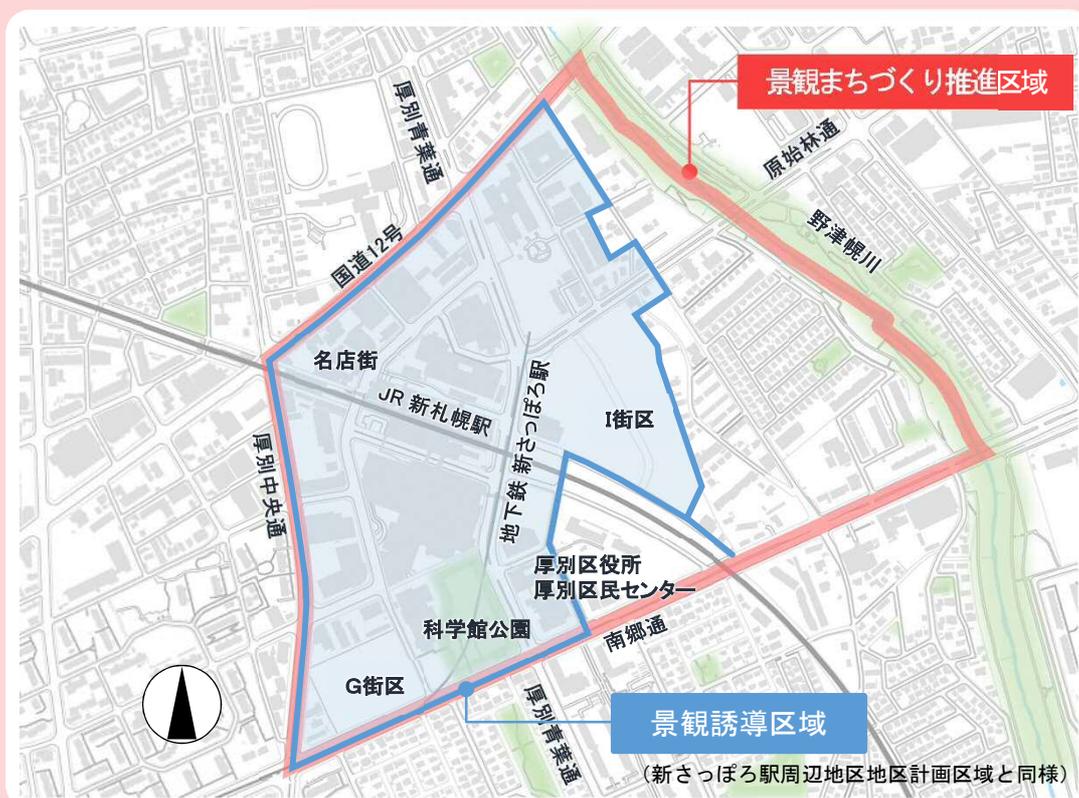
「景観誘導区域」

「景観まちづくり推進区域」に含まれている「新さっぽろ駅周辺地区地区計画」の対象区域は土地の高度利用と都市機能の増進を図る区域とされています。これを踏まえ、「景観まちづくり推進区域」のうち地区計画の対象区域を、景観形成において影響の大きな区域として捉え、取組を積極的に進めていく「景観誘導区域」として、景観形成を誘導するための基準を定め、地区計画と併せて、本指針により良好な景観形成を図ります。

「景観誘導区域」内では、一定規模を超える建築物の建築などに加え、広告物の掲出などの行為を届出対象行為とします。（P19参照）

なお、届出対象行為に該当しない建築物などについても、この指針の目標・方針を踏まえ、当基準を尊重するものとします。

「景観まちづくり推進区域」と「景観誘導区域」は下図の範囲とします。



3. 目標・方針

(1) 景観まちづくりの目標

多様な個性が際立ち、つながり、 響きあう厚別副都心

～住む人も 来る人も 心 温まるまち～

かつて低湿地帯だった新さっぽろ駅周辺は、戦時中に厚別弾薬庫が開設されるなどの歴史を経て、大きくまちの姿を変えてきました。

1989（平成元）年に札幌市の新たな区として誕生した「厚別区」の中心であるこの地区は、大規模な商業施設や公共施設に加え、周辺に住宅が集積するなど「厚別副都心」としての個性と、地下鉄・JR・バスなどが重層的に配置された交通結節点としての個性が共存する、多様な個性を持つ特徴的な街並みを形成しています。

またこのまちは、多様な人が暮らし、訪れ、行き交うまちであり、地域住民・事業者等の植栽活動や環境美化活動、お祭り、地区の文化や歴史を学ぶ催しなどが行われています。このような活発な地域活動も、この地区の大きな特徴です。

こうした特徴を踏まえ、街並みやみどり、人の営みなどの多様な個性が響きあい、つながりを育むことで、まちの魅力をより高めるとともに、住む人や訪れる人など、誰にでも優しく、安心して快適に過ごせるまちを目指します。



(2) 景観まちづくりの5つの方針

当地区の目標を実現するために、以下の5つの方針を定めます。

1 | それぞれの街並みに一体感が生まれる景観まちづくり

2 | 身近なみどりが、うるおい・やすらぎを感じさせる景観まちづくり

3 | おもてなしの拠点となる景観まちづくり

4 | 明るく清潔感のある、安全・安心をはぐくむ景観まちづくり

5 | にぎわいと交流が生まれる景観まちづくり

1 | それぞれの街並みに一体感が生まれる景観まちづくり

建物などの色彩やしつらえを整えることにより、それぞれの街並みに一体感が生まれ、地区の魅力をさらに高める景観まちづくりを目指します。多様な機能が集積している当地区の特徴を踏まえ、商業施設などが中心となった街並みや住宅が連なる街並みなど、それぞれの街並みの特徴を捉え、周辺との連なりを意識します。



2 | 身近なみどりが、うるおい・やすらぎを感じさせる景観まちづくり

科学館公園や野津幌川のみどり、地域の植栽活動によって生み出されたみどりなど、地区内に点在するみどりの空間を保全し、各々が身近な場所をみどりで演出することで、うるおい・やすらぎが感じられる景観まちづくりを目指します。



3 | おもてなしの拠点となる景観まちづくり

まちを訪れる人を心地よく迎え入れる、おもてなしの拠点となる景観まちづくりを目指します。

交通結節点であり、江別市や北広島市などの後背圏を支える拠点としての特徴に加え、高い利便性を持ち、地区内外から多くの人を訪れる地区の特徴を踏まえ、誰にでも分かりやすく、歩きたくなる空間づくりを意識します。



4 | 明るく清潔感のある、安全・安心をはぐくむ景観まちづくり

多様な機能が集積する当地区では、子どもからお年寄りまで多様な世代が行き交います。

誰もが昼夜問わずに、心地よくまちで過ごせるよう、明るく清潔感があり、安全・安心をはぐくむ景観まちづくりを目指します。



5 | にぎわいと交流が生まれる景観まちづくり

当地区では地域のお祭りや催しなど、各コミュニティによる様々な活動が行われるとともに、地区内の再整備をきっかけとした新たな人の関わりなども含め、地区内外から多くの人を訪れます。

このような特徴を捉え、誰もが気軽に憩うことができる空間づくりを誘導することで、多様な人が行き交い、にぎわいや交流が生まれる景観まちづくりを目指します。



4. 良好な景観の形成のための基準

「3.目標・方針」を踏まえ、当地区における良好な景観形成のための基準を定めます。なお、この基準は、当地区の地域特性を踏まえた特に重視すべき基準と札幌市全域における基準（景観法に基づく景観計画区域における景観形成基準）を加えたものとしてします。

「景観まちづくり推進区域」及び「景観誘導区域」において、景観形成の目標と方針に基づき、下記の項目に関して景観形成の基準を設けています。

建築物・工作物	花・みどり	広告物・案内サイン	夜間景観	オープンスペース
---------	-------	-----------	------	----------

[基準の見方]

(1) 建築物・工作物に関する事項

景観まちづくり推進区域に関する事項

景観まちづくり推進区域内共通

①建築物等は、街並みの一体感に配慮した色彩・しつらえとなるよう努めましょう。

＝解説＝

・「向こう三軒両隣」を意識した建築物等の色彩やしつらえは、街並みに一体感を持たせるための重要な要素です。

※向こう三軒両隣：

景観における景観の持ち方について重要なキーワード。初めて計画建物の両隣を考慮し、次に向かい側の建物も同時に検討し、さらに周辺へ目を配り、全体の調和がとれるように考えます。



建築物の色彩や素材感への配慮

・建築物等の色彩を選定する際は、周囲の景観に配慮し、過度に鮮やかな色彩は避けるよう努めましょう。また、アクセントカラーを用いる場合は、華美になりすぎないように努めましょう。

※札幌市では建築物等が周辺環境に調和し、誰もが綺麗と感じる魅力ある札幌の色彩として「札幌の景観色70色」を定めています。色彩を選定する際は「札幌の景観70色」から選定するよう努めましょう。

・街並みの一体感と連続性を生む手法として、建築物等の高さや壁面の位置等を周囲と揃えるということも考えられます。建築物の新築を行う際は、これらに配慮したしつらえとするよう努めましょう。

【対象区域】

(景観まちづくり推進区域)
・景観形成の基準が適用される区域を示しています。

【基準】

(景観まちづくり推進区域)
・景観まちづくり推進区域内における基準を示しています。

【解説】

・基準の内容に沿った具体的な留意点や解説図を記しています。

景観誘導区域に関する事項

景観誘導区域

①建築物の一階部分は、屋内のにぎわいや気配が通りまでつながるように配慮しましょう。

＝解説＝

・歩行者の視線と同じ高さとなる建物の一階部分は、街並みににぎわいを生み出すうえで重要な要素です。建物内のにぎわいや温かみ（気配）が街並みに表れるよう、通りに面して開放的なしつらえとし、街並みの活気につながるようにしましょう。



にぎわいや人の移動に配慮

【対象区域】

(景観誘導区域)
・景観まちづくり推進区域のうち、積極的に景観形成を誘導するための基準が適用される区域を示しています。
(※届出対象行為に該当する場合においては、届出が必要になります。)

【基準】

(景観誘導区域)
・景観まちづくり推進区域内の基準に加えて、景観誘導区域内において、積極的に景観形成を誘導するための基準を示しています。

(1) 建築物・工作物に関する事項

景観まちづくり推進区域に関する事項

景観まちづくり
推進区域内共通



①建築物等は、街並みの一体感に配慮した色彩・しつらえとなるよう努めましょう。

＝解説＝

- ・「向こう三軒両隣」を意識した建築物等の色彩やしつらえは、街並みに一体感を持たせるための重要な要素です。

※向こう三軒両隣：

景観における意識の持ち方についての重要なキーワード。初めに計画建物の両隣を意識し、次に向かいの建物も同時に眺め、さらに周辺へ目を配り、全体の調和がとれるように考えます。



建物等の色彩や素材感への配慮

- ・建築物等の色彩を選定する際は、周囲の景観に配慮し、過度に鮮やかな色彩は避けるよう努めましょう。また、アクセントカラーを用いる場合は、華美になりすぎないように努めましょう。

※札幌市では建築物等が周辺環境に調和し、誰もが綺麗と感じる魅力ある札幌の色彩として「札幌の景観色70色」を定めています。色彩を選定する際は「札幌の景観70色」から選定するよう努めましょう。

- ・街並みの一体感と連続性を生む手法として、建築物等の高さや壁面の位置等を周囲と揃えるということも考えられます。建築物の新築を行う際は、これらに配慮したしつらえとするよう努めましょう。

景観誘導区域に関する事項

景観誘導
区域



①建築物の一階部分は、屋内のにぎわいや気配が通りまでつながるように配慮しましょう。

＝解説＝

- ・歩行者の目線と同じ高さとなる建物の一階部分は、街並みにぎわいを生み出すうえで重要な要素です。建物内のにぎわいや温かみ（気配）が街並みに表れるよう、通りに面して開放的なしつらえとし、街並みの活気につながるようにしましょう。



にぎわいや人の滞留に配慮

(2) 花・みどりに関する事項

景観まちづくり推進区域に関する事項

景観まちづくり
推進区域内共通



①建物まわりの緑化に努めましょう。

＝解説＝

- 身近にある花やみどりは、まちにうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な資源です。地区の中で花やみどりを身近に感じられる魅力的な街並みとなるよう、建物外構部や駐車場などの緑化に努めるとともに、その環境が保たれるよう適切な維持管理を行いましょう。



建物まわりの緑化

景観誘導区域に関する事項

景観誘導
区域



①周辺の花やみどりととの一体感を意識して緑化しましょう。

＝解説＝

- 地区内の花やみどりがつながることで、街並みに一体感が生まれます。通りに面する敷地部分を緑化することで、科学館公園や地域の植栽活動によって生み出されたみどりなど、地区のみどり豊かな空間とのつながりを生み出しましょう。



地域の活動「国道12号花いっぱいプロジェクト」により植えられたマリーゴールド



周辺の花・みどりとの一体感を意識した緑化

②建築物のアプローチはみどりでにぎわいを演出しましょう。

＝解説＝

- 多様な人が訪れる場所は、その地区のイメージを印象付けるうえで重要となります。建物の主要な出入口へのアプローチなどを植樹やプランターなどのみどりで演出することで、人を引き込む魅力的な空間を創出するとともに、その環境が保たれるよう適切な維持管理を行いましょ。
- プランターなどを設置する際には、出入りする人の安全に十分配慮して設置するとともに、色彩や素材について、周辺の景観へ配慮したものとしましょ。



建築物のアプローチはみどりで演出

(3) 広告物・案内サインに関する事項

景観まちづくり推進区域に関する事項

景観まちづくり
推進区域内共通



① 広告物・案内サインは周辺の景観に配慮した色彩とし、質の高いデザインとなるように努めましょう。

＝解説＝

- 広告物等を掲出するにあたっては、周囲の景観に配慮した配置、大きさ、色彩、素材、配色とし、質の高いデザインとなるよう努めるとともに、長期間使われることを考慮し、適切な維持管理を行いましょ。
- また複数の広告物を掲出する場合は、広告物の集約化を図るとともに、デザインの一体感などに配慮するよう努めましょう。



色彩は周辺に配慮し、質の高いデザイン

景観誘導区域に関する事項

景観誘導
区域



- ① 広告物・案内サインはユニバーサルデザインに配慮しましょう。
- ② 複数の看板の設置や、多数の情報を掲出する場合は情報の集約を図りましょう。
- ③ 多様な人が訪れる地域の特性を踏まえ、誰にでも分かりやすいデザインとしましょう。

＝解説＝

- 多様な人が行き交う場所では、誰もが分かりやすく訪れやすい空間とすることが重要です。掲出する広告物や案内サインは、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、情報を集約させることで、誰にでも分かりやすくシンプルなデザインとするなど、多様な人の目に触れることを意識したデザインとしましょう。



ユニバーサルデザイン、情報集約化

④簡易な広告物等を設置する場合は、歩行空間の安全性に配慮しましょう。

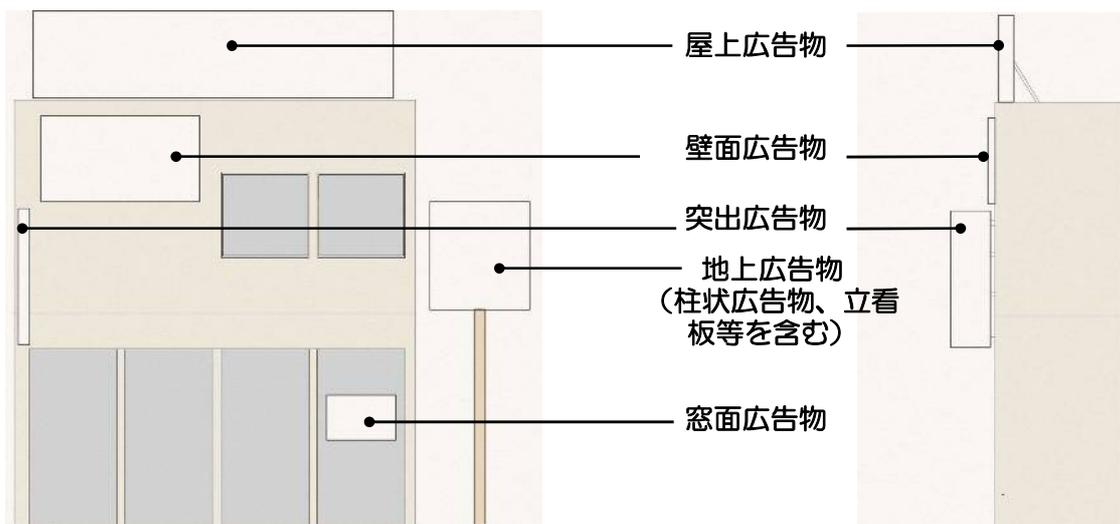
＝解説＝

- ・ 立て看板やのぼり旗等の簡易な広告物は、人が行き交う場所に掲出されることが多いため、通行の妨げとなる可能性があります。これらの簡易な広告物を設置する際は、関係法令を遵守したうえ、歩行者の安全に十分配慮した場所に設置することとし、周囲の景観に配慮したデザインとしましょう。

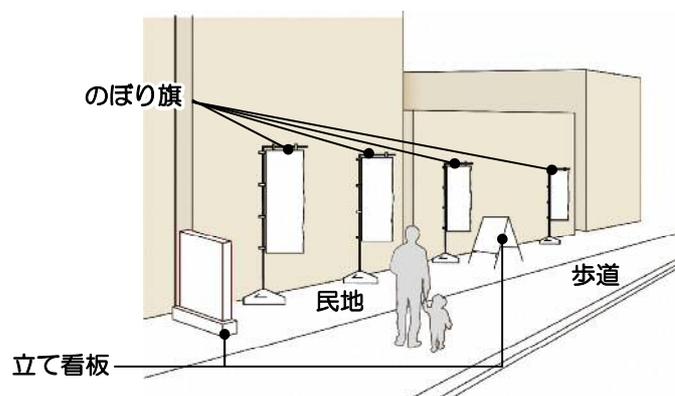
<広告物等とは>

広告物（常時又は一定の期間、屋外で継続して公衆に表示された、はり紙・はり札・立看板・広告塔のほか、建築物の壁面等に掲出されているもの）と、案内サイン（特定の事務所、店舗等や、特定の場所への案内又は誘導を目的とする広告物。公共機関が掲出するものも含む）を総称したものの。

【広告物等のイメージ】



【立て看板、のぼり旗のイメージ】



(4) 夜間景観に関する事項

景観まちづくり推進区域に関する事項

景観まちづくり
推進区域内共通



①夜間の歩行者等の安全性を向上させるため、屋外照明を点灯するよう努めましょう。

＝解説＝

- ・夜間の安全性を向上させるため、敷地内や歩道を照らすなど外構に屋外照明を設置し、点灯時間を考慮しつつ可能な限り点灯するように心がけましょう。なお、屋外照明は消費電力の少ないものとするなど、省エネルギーにも配慮しましょう。



歩行者等の安全性を向上させるため屋外照明を点灯

景観誘導区域に関する事項

景観誘導
区域



①店舗などでは、夜間のにぎわいや、魅力的な空間の演出に配慮した照明としましょう。

＝解説＝

- ・建物の窓から漏れるあかりや、夜間の雰囲気演出する屋外照明は、ぬくもりやにぎわいが感じられる夜間景観を創出する上で重要な要素です。店舗や飲食店などでは、屋内外に効果的に照明などを設置しましょう。
- ・なお建物敷地内に設置する屋外照明は、夜間の安全に十分配慮するとともに、人を引き込む魅力的な空間となるよう心掛けましょう。



夜間のにぎわいや魅力的な空間の演出

(5) オープンスペースに関する事項

景観まちづくり推進区域に関する事項

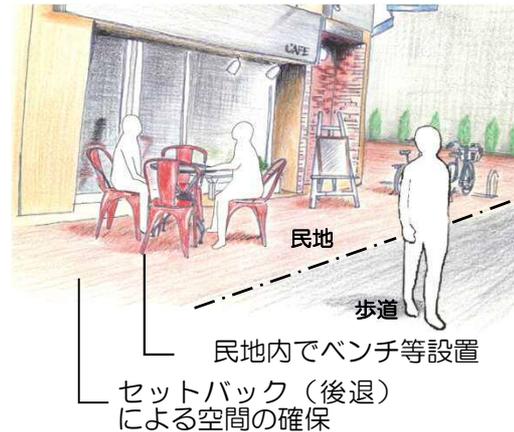
景観まちづくり
推進区域内共通



①建築物等のセットバックなどにより、ゆとりある空間の創出に努めましょう。

＝解説＝

- 通りに面したゆとりある空間は、快適な歩行空間を創出するとともに、住宅地においては、プライバシーや緑化空間、雪の堆積場所の確保につながります。また店舗などでは、看板等を設置する空間の確保につながります。
- 建築物等を建てる際は、敷地境界からできる範囲で建物を後退させるよう努めましょう。



景観誘導区域に関する事項

景観誘導
区域



①敷地の通りに面する部分は、やすらぎや憩いを感じられるようなしつらえとしましょう。

＝解説＝

- 誰もが気軽に立ち寄ることができ、やすらぎや憩いを感じられる空間は、まちの魅力を高めるための重要な要素です。通りに面する店舗などでは、憩いの空間が生み出されるよう、滞留空間を設けるとともに、ベンチの設置や、花・みどりでの演出を行いましょう。



やすらぎや憩いを感じられる空間

②新たな開発に伴い整備される、地域のにぎわいの核となるような広場では、人の交流や滞留につながる空間づくりを行いましょう。

＝解説＝

- 人が集う空間は、まちのにぎわいを生み出し、人の暮らしや営みに彩りを与えます。

地域のにぎわいの核となるような広場を整備する場合は、多様な人の交流や滞留を促す空間になるよう配慮するとともに、良好な空間が保たれるよう適切な維持管理を行いましょう。



地域の核となるような広場イメージ

5. 届出の手続き

(1) 届出対象行為

「景観誘導区域」については、景観計画区域における届出対象行為※に加え、下記の行為に該当する場合にも札幌市に届出（国又は地方公共団体が行う行為は通知）が必要となります。なお、届出対象行為を行う敷地の一部が「景観誘導区域」の内外にわたる場合についても、届出の対象となります。

※景観計画区域における届出対象行為 札幌市景観計画又は景観計画区域のパンフレットをご覧ください。

【景観誘導区域において追加される届出対象行為】

広告物に関する行為

- ・表示面積が10平方メートルを超える屋外広告物などの掲出、移転又はその内容の変更をしようとする場合（ただし、札幌市屋外広告物条例第3条第1項又は第4条第1項の規定による許可が必要なものに限る。）

(2) 届出が除外となる行為

「景観誘導区域」において（1）の届出対象行為に該当する場合であっても、下記に該当する場合には届出が除外されます。

【景観法第16条第7項に掲げる行為】

- ・通常の管理行為、軽易な行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為 など

【その他】

- ・その他景観の形成に影響を及ぼさないと市長が認める行為

(3) 公共事業

札幌市などが行う事業において、法や条例などで届出対象行為とならないものについても、この指針を踏まえるものとします。

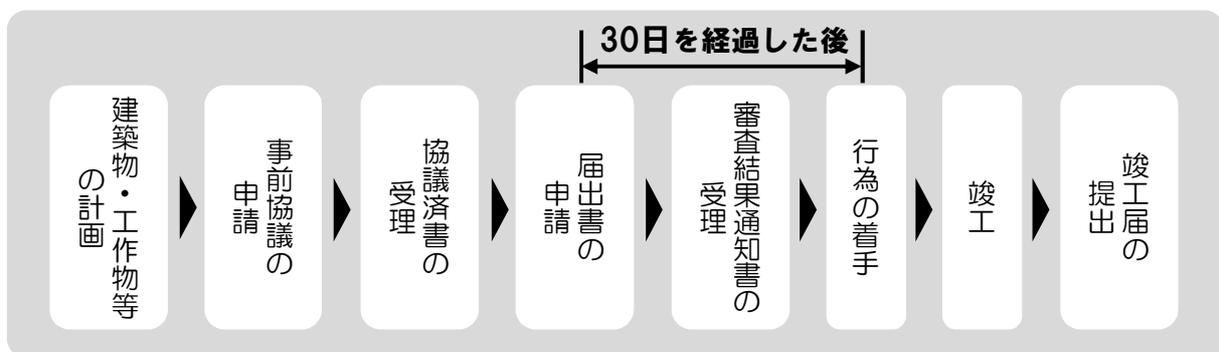
(4) 経過措置

本指針で定める届出は、本指針の施行日（令和●年●月●日）から30日を経過した時点において、すでに着手している(1)の届出対象行為については適用を除外します。

(5) 届出の流れ

「届出対象行為」に該当する行為を行おうとする者は、行為の着手30日前までに、届出を行う必要があります。

より良い景観形成を図るために、企画構想・基本計画の段階から計画の内容について事前に協議するようお願いします。



6. 良好な景観の形成に資する活動

地区の良好な景観を形成し、魅力を向上させていくためには、人の暮らしや営みの積み重ね、居心地よく感じる環境、訪れてみたいと感じさせる雰囲気づくりなど、地域で主体的に取り組む活動が大切です。

本指針の策定に向けて実施した意見交換会の意見や、アンケートの結果等に基づき、地域住民・事業者等が一体となり主体的に取り組む、または取り組んできた活動について、地区の良好な景観の形成に資する活動として示します。

おもてなし

- ・マルシェやオープンカフェの実施
- ・見どころマップの作成などによる地域の情報発信
- ・ランタンやアイスキャンドルによる夜の景観の演出

地域の環境整備

- ・地域のごみ拾い活動やポイ捨てをしない意識づくり
- ・ベンチや遊具のペンキ塗り
- ・花壇やまちのシンボルとなる場所の緑化活動

景観学習

- ・景観に関わる勉強会や意見交換会の開催
- ・新さっぽろのまちの色やアイコン、花・樹木などをみんなで決める
- ・まちの歴史やまちづくり活動を知るための勉強会の開催



(新さっぽろ駅周辺で行われている活動の一例)

SAPPORO

新さっぽろ駅周辺地区 景観まちづくり指針（案）

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-2545 FAX：011-218-5113
URL：[http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/
machizukuri/katudou/shinsapporo.html](http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/machizukuri/katudou/shinsapporo.html)
E-Mail：keikan@city.sapporo.jp



さっぽろ市
02-B03-00-0000
R0-0-0000